

第3回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会議事録（概要版）

日 時：平成20年3月25日（火）午後1時30分～2時20分

場 所：北杜市明野総合支所2階大会議室

出席者： 委員

下神取区長	清水 正
浅尾新田区長	長田 功
浅尾区長	輿水幸人
中込区長	清水 豊
浅尾原区長	望月洸一
上神取区長	皆川諄次（代理出席有）
御領平区長	三井清助（代理出席有）
東光区長	小林一郎（代理出席有）
山梨大学名誉教授	中村文雄
北杜市副市長	曾雌源興
北杜市生活環境部長	柴井英記
北杜市環境課長	村田 茂
北杜市明野総合支所長	八代忠夫
山梨県森林環境部理事	入倉基公
山梨県森林環境部環境整備課長	樋口雅行
山梨県中北林務環境事務所長	千野 博
事務局	
財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	細田 久
財団法人山梨県環境整備事業団事務局長	森沢 敬（司会）
財団法人山梨県環境整備事業団明野建設事務所長	山本敏夫
財団法人山梨県環境整備事業団事務局次長	窪田敏男
欠席	
山梨大学工学部教授	金子栄廣

配布資料

次第

席次表

公害防止協定の細目の事項説明資料（資料 No. 1）

明野廃棄物最終処分場施設配置計画平面図（資料 No. 2 - 1）

現場写真（資料 No. 2 - 2）

進捗状況（資料 No. 3）

< 事務局長 >

只今から、第3回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会を開会いたします。

(配布資料の確認)

(設置要綱の規定により、曾雌副市長議長席へ)

< 議長 >

議題(1)の「公害防止協定の細目的事項」について、事務局から説明をお願いします。

< 事務局次長 >

(資料 No. 1 により説明)

- ・ 前回の第2回委員会で示した廃棄物の受入基準の規定(案)、受入廃棄物の搬入管理の規定(案)の確認と、廃棄物搬入の指定経路及び飛散性石綿廃棄物の受入基準(案)について説明した。

< 議長 >

1～2ページの方は説明しなくてよいのか。

< 事務局次長 >

1～2ページについては前回説明した内容であり、今回、意見をいただくということで確認のため載せてあります。ただ今、説明しました飛散性の石綿廃棄物の受入基準案と併せて意見をいただくということで、お願いしたいと思います。

< 議長 >

事務局から、前回説明のありました廃棄物の受入基準及び受入廃棄物の搬入管理の提案について、地元の皆様のご意見いただきたいということ、また、前回浅尾の区長さんからご意見がありました、飛散性の石綿廃棄物の取扱いの件につきまして、全国の取扱状況、明野処分場の受入基準案について説明がありました。議事の進め方といたしまして、ただ今事務局から説明がありました、飛散性の石綿廃棄物の受入基準案も含めて、廃棄物の受入基準の規定案について審議することとし、その後、受入廃棄物の搬入管理の規定案について審議したいと思いますので、ご協力をお願いします。

まず、飛散性の石綿廃棄物の受入基準案を含めた廃棄物の受入基準につきまして、ご意見・ご質問ありましたらお願いします。

< 委員 >

石綿の中には有害な岩綿類と、それほど有害でないものという、2種類があると思うが、それらをすべて含めた形の統一基準と考えてよろしいか。

<事務局次長>

資料にあるのは、飛散性の石綿廃棄物ということで、ふわふわした、吹き付け石綿とも呼ばれているものですが、そういうものを指しております、それについての受入基準です。飛散性でないものについては、建材等で使われておりますが、破砕をしなければ特に問題ないと考えておりますので、通常は「がれき類」とか、あるいは「ガラス・陶磁器くず」の範囲の中に入っております。

<議長>

他に、ご質問等があればお願いします。

(質疑なし)

<議長>

次に、受入廃棄物の搬入管理の規定案について、ご意見・ご質問をお願いいたします。

<委員>

直接、規定についてではないのですが、教えていただきたい。私は当初から農道の交通量をかなり気にしており、今日示してもらった搬入ルートからすると、途中から畑灌の中を通っていくという状況になっていまして、前回の説明では直接的な広域農道の所は通らないようになっていたので、そう理解していたのですが、そうは言っても、上の方で、処分場に入出入りする車両は、現在どの程度見込んでおられるのか。分かる範囲で良いのでお答えいただきたい。

<事務局次長>

生活環境影響調査で騒音の予測をしたり、実際どういう計画かということで記載してありますが、その計画の中では、延べ32台、1日32台、往復だと64台という通行量になります。ただ、車種につきましては、大型もあるし、中型もありますが、台数的には搬入管理の規定の関係にもございますように、搬入してきた時に事前チェックということで、中味をチェックさせていただき、荷を下ろす時にチェックする時間を取ることになっておりますので、そういう関係からも、最大で来る搬入車両は32台、往復にすれば64台となっております。その範囲の中で、処分場の管理運営をしていくということでございます。

<議長>

時間の制限はあるのか。

<事務局次長>

受入時間の制限がありまして、受付時間が、午前9時から11時30分までと、午後1時から4時まで、処分場としては午後5時まで営業することになると思われま。また、土日祭日は営業しません。

<委員>

廃棄物受入基準の計画案についてですが、個別受入基準の中の、一番最後の行に「一般廃棄物焼却灰（溶融スラグに限る）」と書いてありますが、私の聞いた中では、焼却灰については明野に持って来ないと聞いておるのですが、溶融化されたものでも一応焼却灰ではないでしょうか。

<事務局次長>

これは表現上の問題でありまして、一般的には溶融スラグと呼んでおりますが、排出元が一般廃棄物を焼却した灰ということなのでこういう表現にしてまして、括弧書きで、いわゆる普通の生灰ではなくて、溶融固化物、別名「溶融スラグ」と書いてあります。

<委員>

溶融固化物の状態であっても、捉え方としては、焼却灰が溶かされて固形化されているけれども、明野に来ると。

<事務局次長>

言い方ですが、焼却灰を溶かして、固形化して、石ころ状にしたもので、そこにありますように、有害物質の溶出量が基準以下のものについては受け入れるということです。

<委員>

簡単に言うと、組織的なものを変えたものでも、焼却灰であったものがこういう形になって明野に来ると、そういう判断でよろしいか。

<事務局次長>

そういう（判断ができる）表現になっています。

<委員>

あと一つ、溶融固形化する施設、県内で、例えば小瀬にあるのか、中巨摩にあるのか、葦崎にあるのか、県内のものに限るということになっていると思うが、どの地域に溶融固形化の施設はあるのか。

<事務局次長>

一般廃棄物については、葦崎（峡北）、大月・都留、富士吉田の3箇所に、焼却施設に溶融施設が付いています。それらの所からしか持って来られないので、量的にはごく限定されますし、溶融固化物につきましては、リサイクルということも図られておりますので、実際持って来るのは非常に少ないと考えてます。

<委員>

峡南と甲府にはないのか。

<事務局次長>

焼却施設しかありません。溶融施設はありませんので、そこから直接ということはありません。

<委員>

当面受け入れるのは、葦崎（峡北）、大月・都留、富士吉田と考えてよろしいか。

<事務局次長>

（それらに加えて）民間の許可施設が一つあり、そこに委託して持って来るということが考えられますが、直接持って来るということはあり得ません。

<委員>

民間の施設の名称を教えてください。

<事務局次長>

平瀬の方にある、C社です。

<議長>

（質問が）受入基準の内容に戻ってしまいましたが、搬入管理について、他にご意見・ご質問等ございますか。

（質疑なし）

<議長>

議題（１）の「公害防止協定の細目的事項」については終了します。次に、議題（２）の「工事の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

< 建設事務所長 >

(資料 No. 2 - 1、No. 2 - 2 及び No. 3 により説明)

- ・ 工事の進捗状況について説明した。

< 議長 >

進捗状況につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

< 委員 >

前に電話でお尋ねしたのですが、3月に遮水工事に入るということで、地区で見学をさせていただこうと計画していたのですが、工事の遅れで、遮水工に関してはまだ着工していないと聞きました。これはいつから取りかかる予定なのでしょうか。

< 建設事務所長 >

工事につきましては、1～2月の、雪の関係で遅れまして、前回は、遮水工は3月になればできるのではないかという話でしたが、一応、4月の上旬からはかかりたいと思っておりますので、その時にまた電話をいただきたいと思います。

< 委員 >

噂だとは思いますが、昨年末に工事が一時中断したという話が出て、真相を質すべく、今回の会議の開催を待っていたのですが、どのような状況で噂が流れたのでしょうか。

< 建設事務所長 >

噂が流れたのは、最終打設が少し遅れたためにそのような話になったと思われませんが、暮れの29日に最終打設、コンクリートの貯水槽ですが、最終打設を行う予定でしたが、天候の加減で延びまして、また、段取りをしては雪が降るといったようなことがありまして、結果3月13日に最終打設が終わっております。特に何かあったという訳ではありません。

< 委員 >

非常にデリケートな問題なので、業者の方々には責任を持たないような発言を慎むよう伝え、指導していただきたい。

< 議長 >

他にご意見・ご質問等ございますか。

(質疑なし)

<議長>

議題(2)の「工事の進捗状況」については終了させていただきます。次の(3)の「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

<事務局次長>

今後の日程等について、委員の方々から何かありましたらお願いします。

<委員>

前回もお願いしましたが、地元地域の浅尾区として、2名の委員参加をぜひ検討していただきたい。

<事務局長>

前にも申し上げましたが、この会は立ち上げて間もないですが、そういう要望があったということで、他の委員さん方の意見を聞きながら、新年度検討するというご了解いただきたい。

<委員>

ぜひ、前進的に検討していただきたい。

10数年という流れの中で、今、浅尾の住民の心情は非常に複雑なものになっている。そういう面もぜひ考慮していただき、新年度には良い回答が得られますようお願いしたい。

<議長>

他にご意見・ご質問等ございますか。

<委員>

本委員会とは趣旨が異なるかもしれませんが、こちらの地区の本年度総会の中で、処分場建設に係る地域の振興策等の、現在の進捗状況についての話が出まして、その話の中では、目に見えない部分もあるので、地域に来てもらって話を聞いたらどうだろうかという話も出ました。この件について、県になるか事業団になるか分かりませんが、住民にすれば県も事業団も同じだと考えておりますので、地域に来ていただいて現在の進行状況等の話をしていただきたいというお願いです。

<理事>

地域振興事業については、県で把握している進捗率ではかなり進んでおりまして、正確な数字ではありませんが、60～70%以上の状況になっております。それで、北杜市の

方にはその内容等について具体的に示してありまして、地元の方でそのような要望があるということも聞いていますので、すでに話はしておりますが、どういう形で下ろすか、年度が替わりまして、再度北杜市と協議しまして、何らかの形でお示ししたいと考えております。

< 委員 >

県の方で60～70%できているという話であれば結構なことだと思うので、地域の方達も、産廃というのはなかなか微妙な施設ですので、期待している部分もたくさんあると思うので、ぜひ地域に来て説明をしていただくようにという、総会からの強い要望がありました。また、市と相談してということであれば、ぜひ同様に地域に来てよく説明していただきたい。

< 議長 >

市の方としても、もう一度県と再確認して説明をしておくということで。新年度になってから、県と再度協議していただきたい。

< 委員 >

先ほど60～70%という説明がありましたが、何をもって100%と考えておられるのでしょうか。以前、明野村、大柴村長の時に、県が地元地域と直接交渉するのが常識だ。直接やってくれとの話があったと思います。それは私も直接聞いておりますので間違いありません。

今、市と取りまとめる等の話が出ましたが、なぜ県が率先して、陣頭指揮を取って地元住民、地元8地区、浅尾区と話し合いをするなり取りまとめをするなりやらないのでしょうか。いかに反対活動があろうが、それ以外の方達もおります。それが先ほど申しました複雑な心情があるということです。

安全管理委員会とはかけ離れた話ですけれど、色んな要望を出しても、市が取りまとめているとか、市と協議してくれとか、それではあまりにも理不尽過ぎます。あくまでも、当初大柴村長が話したとおり、県が陣頭指揮をもって、先頭に立って話をするのが筋ではないですか。

60～70%事業が進行していると言いますが、何をもって地域振興とするのですか。例えば農業振興とか、地域整備振興とか、農業でも草刈りの労力低廉で農地放棄が、高齢者の状態になって農地放棄がたくさん起きています。そのために、リスクを背負った地域の労力を軽減するために、何をしたら良いかということまで突っ込んで県側が対応するのが筋ではないですか。高齢者ばかりになっているのですよ。

< 理事 >

1 回目の時にも同じような話がありましたが、県では地域振興事業として40数項目、具体的にまとめて、どれくらいの進捗率かという資料がありますので。

< 委員 >

40数項目とは何があるのですか。浅尾については平成10年に全部白紙になっていませんよ。

< 理事 >

白紙にはなっていません。それについては、先ほどのように、地元によく説明してくれという話がありますから、その辺はキチッと説明するように、県の方も本当に誠意をもって取り組んでいますので、そういう形で確認できるものも十分用意してありますので。

< 委員 >

では、質問しますが、平成9年の確認事項の取り交わしがありますよね、それは浅尾に確認書が返ってきていますよね。

県にあるのですか、確認書が。あるのでしたら、私も責任者としてそのとおりに動きまますよ。確認書ありますか。中味分かっていますか。

< 理事 >

平成9年の時のことは定かではないですが、打合せを重ねる中で県で整理したのがあります。

< 委員 >

取り交わしたものはないでしょ。

< 理事 >

過去の経緯の中でどうだという話のものについては、今の段階では具体的には。

< 委員 >

浅尾と取り交わしたものは何もないではないですか。何もありませんよ。私1年かけて色んな古いものから何かから整理して引っ張りだして、全部白紙になってますよ。

< 理事 >

それも含めて、私どもでまとめたもの等がありますので、それを実際に話し合いをする中で、十分確認していただければ良い話だと思います。

< 委員 >

では、浅尾から出てくるものは全部受け入れてもらえるということですね。

< 理事 >

受け入れるかどうかは別の話ですが、要望にはどのようなものがあって、実際に終わっているものもあるでしょうし、途中経過のものもあるでしょうし、これから取り組むものもあるでしょうし、その辺はお互いによく話を聞くということだと思います。

< 委員 >

そういうことなら私は納得できません。現実 shallow と取り交わしたものは何もないというのに、何がしてあると言うのですか。

< 理事 >

この場は地域振興事業について議する場ではないですから。場を改めて。

< 委員 >

では、申し入れすれば、地域住民の前でその説明をきちっとしていただけますね。

< 理事 >

地元の市の考えもありますから。

< 委員 >

それでは、市に負担を押しつけるだけです。どうして県は中心になって動かないのですか。

< 理事 >

中心になって動いています。

< 委員 >

なぜ、市と協議しなければならないのですか。県が直接やれば良いではないですか。

< 理事 >

事業主体が、いろいろ行政の仕組みがあって、財政システムの市町村でしか補助金が取れないとか、市道の部分は市でやらなければならないとか、県道の部分は県でやらなければならないとか、事業主体の部分がいろいろあります。

そういうものは一応こちらで場を設けて説明したら、その時にいろいろと議して、話を

こちらの方に持ってきてもらえば良い話ではないですか。

< 委員 >

納得できませんので、また後で。

< 理事 >

私どもはいつでもお話を伺える体制を取っておりますので。来ていただいて話をお聞きしたいと思います。

< 委員 >

その代わりに、行く時には全部。その当時の、今まで浅尾がどういう状況であってというのはね、色んなものがありましたけどね、それとこれとは話が違いますので。

< 理事 >

県の方でまとめてあるものに対して、当然重複するものもあるでしょうし、別の代替で処理したものもあるでしょうし、色んなものがありますから、お互いに話し合いをする中で解決していけば良いと思います。

< 委員 >

これだけ確認を取らせてください。今、県で取りまとめているものは、地元地域から上がっているものなのか、県独自として上げているものなのか。

< 理事 >

地元地域から上がっているものと、旧明野村から要望で出ているものと、2つあります。

< 委員 >

あと1つ、平成9年に確認事項の取り交わしが、浅尾が返せということで、確認書を浅尾に戻した状態になっていますので、その時の取り決めは白紙と考えてよろしいですか。それは県の中で生きているのですか。

一応、テープ取らせてもらっていますけど、申し訳ないですけどね。その回答だけいただけませんか。

< 理事 >

その時の確認書の内容と、うちの方で整理してある地域振興事業の内容を精査しないと回答できません。

<委員>

では、精査しておいてください。近々伺って、中身の話を聞きたいと思いますのでよろしくをお願いします。

<理事>

環境整備課の方に窓口がございます。

<議長>

他にご意見・ご質問等ございますか。

(質疑なし)

<議長>

なければ事務局の方から。

<事務局次長>

今年度の安全管理委員会は今回が最後でございます。来年度につきましては、3か月に1回、年4回程度開催を予定しております。

あと、工事の進捗状況、工事現場の視察というのも重要な目的になっておりますから、必ずしも3か月に1回ということではなく、多少前後することもあるかと思いますが、概ね4回程度開催することにしております。

次回につきましては、遮水工の工事が4月から始まって、4～5月にかけて行われるということで予定されていますので、それぞれの地区で見たいということであれば事務所の方に申し込んでいただくということの他に、当委員会としましては、5月の中旬から下旬を目途に、次回の新年度の委員会を開催することとしております。

あと、委員の皆様、特に8地区の区長さん方には、年度の切り替わりということで、ほとんどのところで新しい区長さんになられると思いますので、これまでの委員会の事項につきまして引き継ぎを十分していただき、遺漏のないようにしていただきたいと思いません。

それから、受入廃棄物の基準案と搬入管理案につきましては今日ご意見をいただきました。また、飛散性の石綿廃棄物の受入基準についてもご意見いただきましたので、最終的な全体の細目規定ということにつきましては、その他に環境モニタリングや廃棄物の埋立管理や情報公開の方法とか、まだ数項目ありますが、とりあえず開業に向けての「利用の手引き」を作る必要がありますので、これまでの意見をまとめまして、受入基準と搬入管理規定につきましては、冊子を作ることを計画しておりますので、今回はそのような内容についてもお示しできると思います。

また、今後は細目規定の中で、環境モニタリングの関係、廃棄物の埋立管理の関係、情報公開の方法や立ち入り調査の方法というような細目規定について、案を示しましてご意見をいただく予定になっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

- ・ 議事終了
- ・ 閉会

(会議終了後、処分場建設現場へ移動。現地にて、担当の事業団職員及び業者が施工状況を説明した。)